

後土御門天皇家の月次連歌会

廣木一人

一 はじめに

応仁の乱が文明九年（一四七七）十一月、大内政弘の帰国によつて終結をみた後、京にはつかの間の平安が訪れた。時の將軍、足利義政は既に政治上の関心を失い、二年後にその職も子義尚に譲り、文明一四年（一四八二）には東山殿の造営開始、翌年移徙、その文化的嗜好の満足をより追求しようとする。足利義政は一四三六年生まれ、一四九〇年没、將軍就任は一四四九年である。その將軍時代、晩年は後土御門天皇の生涯（一四四二～一五〇〇、天皇在位一四六四～一五〇〇）と大きく重なる。義政の特に東山時代はまさに後土御門天皇の円熟期であり、世に言う東山時代は後土御門天皇の代でもあったのである。

勿論、文化史上の東山時代が東求堂に象徴される武家の文化の時代であったこと、衰えたとは言え、足利將軍家が政治・経済の中核にあったことに疑いを挟むつもりはない。また、地方

では守護大名などが都を凌駕するがとき力をつけてもいた。しかしながら、一方に公家の世界が厳然と存在し、文化の担い手としての自負を保持していたことも確かなことである。東山時代はその伝統的な公家の文化と武家の文化が共に生き、武家の上層階級と公家は両者を互いに享受し、融合させてもいたのである。

連歌はその成立過程ではともかく、足利將軍家を中心として、武家が公家の和歌に対するものとして育んできた文芸であった。特に、北野天神法楽の連歌は足利氏と深く関わりと考えられている。しかし、いつの頃からか、公家も自らの文芸として違和感を感じなくなっており、北野法楽を名目にした連歌会を内裏でも開くようになっていた。東山時代の後土御門内裏はその例の典型であった。本論考では、武家の文化に目が行きがちな時代の内裏の文芸の様相を再認識する一端として、また、武家の文芸としての面に重きを置きがちな連歌のもう一面として、後

上御門天皇家の月次連歌会のありようを検討するものである。後土御門天皇家の月次連歌会については、先学の調査として、金子金治郎氏のものと小高恭氏らのものなどがある。金子氏は『新撰菟玖波集の研究』²⁷の中で、数年の例を挙げ、『新撰菟玖波集』成立に関わつて後土御門天皇の連歌愛好について次のように述べている。

文字通り連歌に明け暮れて、撰集の年を迎えたことになる。その間に撰集への関心が高まったことは、当然のことといふべく、撰集への起動力の一つが、そこにあったと考えることも、許されるのではないかと思う。

また、小高氏らは『お湯殿の上の日記 宗教・遊芸・文芸資料索引』²⁸の解説で、後土御門天皇家の月次連歌会について、

「後法興院記」の文明十一年六月二十七日の条に「自今月始月次連歌御会」とあり、文明十年六月から始まったものが、文明十一年になって定着した事が判る。

と述べ、その著の末に「連歌御会年表」を載せ、後土御門天皇家での連歌会を月次会以外を含めて網羅的にあげている。

ただし、金子氏のものは『新撰菟玖波集』成立事情に関わつて、後土御門天皇家の連歌会を述べる一端で触れたという体裁で、そのみを論じたものではなく、資料が一面的であり、小高氏らの一覧は、『お湯殿の上の日記』のみからのもので、索引という制限からか、その提示に疑問のあるものもある。それらとは別に、両角倉一氏には「後土御門帝連歌壇の作品につい

て—現存作品の整理と式目実施の状況—の論考があり、これは後土御門天皇の関わつた連歌を直接扱つたもので、現存作品のみであるが、月次連歌考察にも参考になるものである。

連歌でないものでは、朝倉尚氏に「禁裏連句連歌御会と禅僧—文明後半・長享・延徳・明応期を中心として—」があり、和漢聯句会の実態を詳説している。また、和歌会については井上宗雄氏に「中世歌壇史の研究 室町前期（改訂新版）」²⁹ある。本論考と合わせて、これらで後土御門天皇家の月次文芸会の実態がほぼ明らかになると思われる。

本論考で月次連歌会に限つたことには理由がある。月次連歌会は多くの武家を含めた貴顕、有力者の家で行われていたことが種々の資料から窺われ、その形態も整つたものであり、当時の連歌界において基盤になる会であつた。月次連歌会こそ連歌文芸の中核になるものと考えられるのである。他の七夕や十五夜の会、特別な行事としての会、法楽の会、庚申の会などは特殊なものである。勿論、百日連歌などは稽古連歌であり、興に乗じての臨時の会は百韻を満尾しないことが多く、正式の連歌会とは認められないものである。千句連歌、万句連歌も特殊なものであることはいふまでもない。

ただし、種々の連歌会の中から、この月次連歌会を認定することは、時として困難なことがある。日記などの資料にかならずしも月次連歌会と示してゐず、また、興行日が一定してゐないことが多いからである。どの会が月次連歌会かを認定するた

めには、まず、月次連歌会とはいかなるものかを明確にしておく必要がある。この点について、筆者は先にその定義を示したことがある。詳しくはそれに拠ってほしいが、結論だけを提示すると次のようである。

○原則的に毎月張行すること。定例日は流動的でよい。

○百韻を満尾すること。

○座衆はほぼ一定であること

○頭役のいること。頭役は一献料を負担すること。

○発句は頭役が詠むこと。

これらのことを踏まえて置かないと月次連歌会を論じる基盤がぐらついてしまうであろう。

本論考では、この基準を当てはめながら、具体的に後土御門天皇家の月次連歌会を、『お湯殿の上の日記』、『実隆公記』、『親長卿記』、『言国卿記』、『宣胤卿記』、その他の資料を通して見、先の定義に適合しないところ、特殊なところがあればそれを指摘して行きたい。

二 張行年月日

後土御門天皇家の月次連歌会は毎月二五日を定例日として張行された。二五日を定例日としたのには理由がある。この日が菅原道真の忌日であり、北野天神法楽の日とされたからである。その張行の始めは文明一〇年六月二五日と考えられる。これ以前、文明七年二月二五日、文明八年六月二五日にも類似した会

が見られるが、この二回は月次連歌会とは言えないであろう。

当時は連続して行われていないこと、この両日が二月、六月という特別な日であること、参加者が後の月次連歌会と相違することなどがそう判断する理由である。文明一〇年六月二五日の会は六月という特殊な月のものであるが、他の点では月次連歌会の条件をほぼ整えている。少なくともこれを契機に月次連歌会の構想が明確化したとは言えよう。この年は七月、八月、十一月の二五日に連歌会が持たれ、翌年以後は原則的に毎月二五日に定期的に催されることになる。『兼頼卿別記』文明一〇年七月二五日の条には、

於禁裏有御連歌、毎月可為御月次云々、自去月御張行云々とあつて、この時期にははっきりと月次連歌会との認識が生じていたことが明らかである。この時に参加した連衆がその後の会衆と一致することも以上の推察を裏付けてくれる。

文明一〇年六月に月次連歌会を開始した理由は分からないが、応仁の乱の終結、その前年、長く内裏としていた室町殿の焼失、北小路殿への遷幸などの慌ただしさも収まり、文明九年一月になって、荒廢のはなはだしかった土御門内裏の修理が幕府によつて開始されたことなど、後土御門天皇に心の余裕が生まれできたことが大きな要因であつたであろう。

これ以後、後土御門天皇家の月次連歌会は、天皇崩御の二日前、明応九年九月二五日まで、二二年余に渡つて続けられることになる。このような会は和歌会、和漢聯句会などにおいても

見られない。後土御門天皇の連歌への執着は並々ならないものがあったのである。

以下、この月次連歌会のありようを細かく見ておきたい。この会が二五日を定例日とすることは先に述べた。ただし、この定例日はずれること、また、まったく行われなかったことも稀にあったことは想像に難くない。文明一二年正月以降のそのような例を一覧にして挙げておきたい。(一)内の注記の「無」は二五日だけでなく、その月に月次連歌会が行われなかったことを示す。

文明	一月	(無。ただし四月一七日に)
一三年	一〇月二八日	
一四年	一一月二八日	
一五年	一二月二八日	
一六年	二月二五日	(無。ただし和漢聯句あり)
一九年	五月二八日	
長享	五月	(無)
二年	八月二六日	
三年	四月二四日	
延徳	六月二五日	(無。ただし和漢聯句あり)
二年	四月二〇日	
三年	九月二六日	
明応	一月二六日	
一年	七月二九日	

二年 四月二九日

九月二三日

三年 二月二二日

三月二四日

四年 七月二九日

四月三〇日

五年 五月二九日

六月

六年 二月

六月

(無。ただし七月二五日に)

(無)

(無)

ここに示したように、まったく月次連歌会が行われなかったのは、文明一六年二月、長享二年五月、長享三年六月、明応六年二月、六月である。この内、長享二年五月に行われなかった理由は、この年の四月二八日に後土御門天皇の生母、嘉楽門院が没し、いまだ三十五日を済ましていないためであったと思われる。六月には再び張行されるが、その折も一般には不審に思われたようである。「親長脚記」六月二五日の条には、

月次御連歌也、長享二年六月二五日

と記されている。その他は二月、六月であることに注意すべきであろう。この両月は特別な月であった。二月二五日は菅原道真の祥月命日、六月二五日はその誕生日とされており、常の月とは別に考えられていたのである。文明一六年二月が和漢千句聯句、長享三年六月が和漢聯句二百韻の張行となったのはその

ことと関係があつたと思われる。明応六年の二月と六月もそれと無関係ではないであろう。常の月より、精神、物質両面でも心構えを必要としたために、いくらかでも差し障りがあれば、その張行が難しく、また、他日に変えることもできなかった可能性がある。他の、二月と六月が特別が月であつたことを示す例は後述したい。

先の一覧の他の日は二五日以外（ただし、明応五年六月は翌月の二五日に二百韻行うことでつじつまを合わせている）に月次連歌会が行われた例である。これらが延引等になつた理由は二五日に無視することのできない差し障りがあつたためである。二、三の例を挙げれば次のようである。

○御会延引、廢朝中之故也、〔親長卿記〕文明一九年五月二五日）

○今日御月次連歌御会、依闕白事三ヶ日中延引、可為明日云々、〔親長卿記〕長享二年八月二五日）

○今日月次連哥御会也、御會延引（略）明日諒闇終事可被行之、〔實際公記〕長享三年四月二四日）

後土御門天皇家の月次連歌会を考察するには二月と六月のことに言及しておかなければならない。〔親長卿記〕文明一二年六月二五日の条には、

有御月次御連歌、今月御法葉云々、仍精進也、御會延引

と記されている。そのためもあつてこの両月には千句連歌、もしくは二百韻が行われたこともたびたびであつた。一覧を挙げ

れば次のようである。（「」を付したものは「和漢」、または二五日以外であるもの。）

文明一三年二月二三日、二五日（千句及び平野五十首）

一四年二月二三日、二五日（千句及び平野百首）

一六年二月二三日、二五日（和漢千句及び平野一折）

一七年六月二四日、二六日（千句及び平野一折）

一九年六月二五日（独吟千句）

長享二年二月二五日（二百韻）

六月二五日（二百韻）

延徳三年六月二五日（和漢二百韻）

二年六月二五日（千句）

三年六月二五日（二百韻）

四年二月二五日（二百韻）

六月二五日（二百韻）

明応二年六月二五日（二百韻）

三年二月二一日（二百韻）

六月二五日（二百韻）

四年二月二五日（二百韻）

六月二五日（二百韻）

五年二月二五日（千句）

八年六月二五日（二百韻）

九年二月二五日（二百韻）

六月二五日（二百韻）

一日して分かるように、文明年間は二月か六月に千句連歌を張行することが多く、その後は二百韻で済ますことになったと言えようか。ただし、その替わりにほぼ毎年しかも二月、六月の両月に行われるようになった。

二百韻はともかく、この千句連歌会はいくつかの点で常の月次連歌会とは相違していた。二五日一日の張行でなく、参加者も月次連歌会の会衆だけではなかった。また、常には発句作者は後土御門天皇と定まっていたが、千句連歌会では当然とも言えるが他の参加者も詠んでいる。このような点からは、千句連歌会が月次連歌会と呼ばびがたい。特別な月には月次連歌会を拡大した形で特別な連歌会を催した、と考えるのが正しい理解と言えようか。

以上、見てきたように、後土御門天皇家月次連歌会は少数の特別な例を除いて、二五日を定例日をしてそれを動かすことはなかった。このことは、一般の月次会のあり方としては、珍しいことであつた。一般の例は第一節で定義として提示した。後土御門天皇の祖父、貞成親王家の月次連歌会でも同様であり、同時代の近衛政家（後法興院）の月次連歌会も同じである。『後法興院記』から、『新撰菟玖波集』成立時期に近い明応三年、四年の場合を例に挙げると次に示した日付に月次連歌会を行っている。

明応三年

一月二九日

二月二一日

三月二六日

四月二七日
六月四日
七月二〇日
九月二九日
〇月二四日
一二月八日
二月二〇日

明応四年

二月三〇日
三月二七日
四月二八日
六月二日
六月二七日
九月二日
二月二七日

内裏での月次連歌会は特別であつたと考えてよいのであろう。

三 会衆、発句・脇句、執筆

第一節でも述べたように、月次連歌会においては、その参加者はほぼ一定であり、会員制とも言うべき状態のもとで行われていた。後土御門天皇家の月次連歌会でもそのことは変わらなない。『言国御記』文明十三年二月二十五日の条に、

今日月次御連寄ニ、予毎月御人数参也、

とあることなどは、そのことを証している。

勿論、この会は二二年余の長期に渡るため入れ替えがある。そのことを考慮せずに主たる会衆を挙げると次のようである。
(一)内には日記類などで示された表記名を付記した。身分、参加時期などを加味して並べたが、厳密ではない。

後土御門天皇 (御製)

勝仁親王 (宮御方・親王御方)

邦高親王 (伏見殿・式部卿宮)

中院通秀

(中院前大納言・中院大納言・中院一品)

葉室教忠

(葉室前大納言・權帥・帥・葉室一位)

海住山高清

(勘解由小路前大納言・海住山大納言)

勸修寺教秀

(勸修寺大納言・勸修寺前大納言)

四辻季春

(新大納言・四辻大納言)

甘露寺親長

(按察・按察使・按察大納言)

勸修寺経茂

(勸修寺中納言・大藏卿)

勸修寺政顕

(勸修寺中納言)

中御門宣胤

(中御門中納言・中御門大納言)

庭田雅行

(源大納言)

三条西実隆

(新宰相中將・侍從中納言・新大納言・侍從大納言)

四条隆景

(四条前中納言・新大納言・四条大納言)

姉小路基綱

(姉小路三位・新宰相・姉小路宰相・姉小路前宰相)

忠富王

(民部卿・白川・神祇伯忠富・伯一位)

中山宣親

(宣親朝臣・中山宰相中將・中山中納言)

山科言国

(言国朝臣・山科宰相)

甘露寺元長

(元長・甘露寺中納言)

西洞院時顕

(時顕朝臣・西洞院三位・右兵衛督)

姉小路俊量

(俊量朝臣・右兵衛督・新宰相・源宰相・按察使俊量・新中納言)

田向重治

(重治朝臣・左兵衛督・源宰相)

庭田重経

(重経朝臣・新宰相中將)

五辻富仲

(源富仲・富仲朝臣)

宗巧〔五辻泰仲〕〔宗巧〕

(宗巧)

唐橋在数

(菅原在数・在数)

薄以量

(以量朝臣)

持明院基春

(基春朝臣)

菅原為学

(菅原為学・為学)

冷泉永宣

(永宣朝臣)

姉小路濟継

(濟継朝臣)

他に、

道永法親王

(仁和寺宮・御室)

肖柏

(肖柏)

は月次連歌会張行の初期から末期まで名が見られるが、連続しては参加していない。会衆に準じる者と言えよう。

高倉永継

(藤中納言入道)

武者小路縁光

(前藤中納言)

滋野井教国

(滋野井前宰相中將)

宋順

(宋順)

はある時期のみ数度参加しただけである。一度招かれたが、結局は会衆とはならなかったであろう。これ以外に一度のみ名が見えるものとして、

飛鳥井雅康

(大納言入道)

冷泉為広

(冷泉中納言)

冷泉政為 (民部卿)

不遠院宮 (不遠院宮)

高辻章長 (高辻朝臣)

がいるが、これらはたまたま何かの事情で加わった者と言える。特に、後半の三人は二百韻連歌会での参加者で、特別な例と考えられる。

これらには比較的高位の者もいるが、ようやく殿上人になつた者、僧(公家の出身者)などが加わっていて、この会がうち解けたものであつたこと、政治的な背景などがあまり感じられず、純粹に連歌を楽しもうとする要素の強いことなどが分かる。勿論、以上の者たちすべてが同じ会に参加したわけではない。

年齢差などもあり、同時期に会衆であつたのでもなく、全員が常に加わる必要があるなどと強制されたでもない。身体上のことを含めて、個々の事情での不参は許されていた。遅刻、早退の記事も多く見られる。各時期での会衆は二〇数名程度であるが、実際の参加者はその半分強ほどの十数名である。百韻連歌の人数としてはその程度がふさわしく、それを見込んでの全会衆数であつたのである。時にはその人数さえ集まらないこともあつた。たとえば、文明八年七月二五日の会などは十名足らずで、『実隆公記』などには、

御連哥也、当番也、仍参内、人々不参無人、と記されている。

欠席ということでは後土御門天皇自身にも言えることで、天

皇の出席しないこともあつた。たとえば、文明十六年一〇月、

一二月には二ヶ月続けて欠席しており、『お湯殿の上の日記』

二月二五日の条には、

御もうきの、ちはしめてならします。

とその理由が記されている。出座があつても、頻繁に席を外すこともあつたようで、同書、延徳三年九月二五日の条には、

御連哥いつものことし。御もうく、いまた御ふりよにより。

はしまりてのちなりて。さいくにつねの御所へなる。

とある。ただし、発句は必ず詠んでいる。このことが後土御門天皇家月次連歌会を成り立たせる最低条件の一つであつたのである。文明十六年一〇月二五日などは、欠席しているにもかかわらず、発句だけでなく平句も詠んでいて、その執着ぶりがかいま見える。『実隆公記』には、次のように記されている。

雖無御出座猶有此事、御発句以下五句被遊之、

発句のことについて論を移したい。一般の月次連歌会では月に頭役が定められ、その者が発句を詠むのが常であつた。後土御門天皇家のもので月次和漢聯句会では、頭役が定められ、その者が発句を詠んでいる。さらに付け加えれば、その頭役は頭役料二、三〇〇疋を差し出している。『後法興院記』から二、三例を挙げれば次のようである。

○禁裏和漢御会也、(略) 発句事就頭役愚身可申入之由、自

兼日以奉行甘露寺被仰出、(略) 頭役献料三百疋、(文明一

三年七月二日、『言国卿記』にも)

○禁裏月次和漢御会也、(略) 今日余申沙汰、発句如此、(略)
献料二繕昨日付奉行、(明応三年二月九日)

このようなものが一般の月次会のあり方であったのに対して、後土御門天皇家の月次連歌会は変則的であると言える。頭役が定められた記録がまったく見あたらず、それと呼応するように発句は常に天皇が詠んでいるのである。『言国卿記』文明三年七月二十五日の条には、

御発句如毎月御所様御沙汰也、

とある。言つてみれば、この会は天皇が常に頭役であったということであろう。その理由は不明であるが、これも後土御門天皇の連歌への執着の一端を示すものなのであろうか。もつとも、二百韻張行された時は、一方の発句は勝仁親王が詠んでいる。

このように発句は天皇が詠んでいるのであるが、天皇はその発句にかなり気をつかっていたらしい。その発句をいくつか用意し、会の前に善し悪しを実隆などに相談している様子が記録されている。『実隆公記』から二、三例挙げると次のようである。

○明後日御連哥御発句被仰談、愚存分粗入了退出、(文明一八年四月二三日)

○早朝今日御発句御談合、愚存分申入之、(明応四年六月二五日)

明応四年九月二七日には、その数日前の月次連歌会で準備されたが結局用いられなかった発句によって、新たな連歌を巻いている。同書に次のようにある。

去廿五日御発句余分在之、可被遊之由勅定、卅句被遊之、

脇句については、特に誰がと定まっていはいない。しかし、参加者の中で高位のものがそれを詠むことが多かった。つまり、勝仁親王が多く、次に伏見宮、これらの参加がない時は、葉室教忠、勤修寺教秀などである。もつとも、その原則に反することも皆無ではなく、文明三年七月二十五日などの場合は、鬮によって順が決められ、脇句を当時中納言であった三条西実隆が詠んでいる。『言国卿記』には次のようにある。

御月次連歌也、御発句御製、(略) 腋以鬮被定、侍從中納言取当申之、

脇句に対して執筆の方は多くは下位の者が勤めた。田向重治、西洞院時顕、唐橋在数、菅原為学などが圧倒的に多く、それ以外でも朝臣以下のものがほとんどである。彼らは執筆の役目として初参するということでもあったらしい。文明二年四月七日の会には、宗巧（宗巧）が、文明三年三月二十五日には、時顕（時顕）が、長享三年二月二十五日には、為学（為学）が、明応五年三月二十五日には、済繼（済繼）が執筆として初参している。

四 張行時間、同日の会

二二年間、毎回十数名の廷臣を集めて行われ続けた後土御門天皇月次連歌会では、その都度どれほどの時間を掛けて百韻を巻いたのであろうか。そのことについて直接、言及した記録はないが、月次連歌会に關した記事には、開始時間、終了時間に

言い及んだものが多々ある。それらから類推すれば、平均的な張行時間が割り出せよう。以下、手掛かりとなる記事をいくつか挙げておきたい。

○四過二御連哥ハシマル也、(略) 七時分ニハテ畢、(言国卿記) 文明一三年三月二十五日

○九以前二御連哥ハシマル也、(略) 七過ニハテ畢、(言国卿記) 文明一三年五月二十五日

○午刻参内、御連歌已被始、面八句終之程也、(略) 秉燭事終、(実隆公記) 文明一五年七月二十五日

○今日月次連哥御会也、(略) 酉刻計終功、(実隆公記) 長享二年正月二十五日

これらから凡その時間を推察すれば、昼前から日没頃まで、已刻過ぎ頃に始められ、申から酉刻頃に終わるといったところであろう。張行時間は六から七時間である。夜にかかってしまうと遅いと感じられたようで、不満の言辞が多く日記に書き残されている。一例を挙げれば「実隆公記」延徳二年三月二十五日の条には次のようにある。

御連哥以外遅々、退出于時初夜時分也、窮屈過法者也、

同時代人の心敬は「ささめごと」の中で当時の連歌張行時間に関して、

田舎ほとりの一座は、昼つかたに過ぎ、遅きは未の刻などに退散す。これよりいさ、かも時移り侍れば、道ならぬやうにつぶめく人侍り。(略) 二条の太閤さまなどのやむこ

となき御一座は、毎々朝より深更に及び侍りしとなり。そればかりこそ侍らずとも、朝日より日晡にいたらざらむ一座は、心にく、も侍らず。

と述べ、安直な張行を戒めているが、後土御門天皇の会も心敬に批判されるような張行時間で、この程度のものが当時の百韻張行時間の標準的なものであったのであろう。

当然のことながら、一日に二百韻を行った時には、この張行時間確保のためには開始時間、終了時間を前後に延ばさなければならぬ。一例を「実隆公記」明応四年二月二十五日の記事から挙げれば次のようである。

早日参内、今日北野社法楽也、(略) 二百韵入夜終功、

張行時間の考察に付け加えて、その当日に行われた他の文芸の会などのことにも少し触れておきたい。通常、連歌会が暮れ方に終われば、夜、別の会を催すことも可能であり、続歌会を行ったこともあった。「実隆公記」から例を挙げれば次のようである。

○御連哥百韵之後有甘首御続歌、(略) 御連哥人数外女中三人、(文明一九年二月二十五日)

○入夜又有三十首御続歌、十面重硯被新調、(略) 以件御硯今夜始而御張行也、(延徳元年一〇月二十五日)

当座のこのような続歌会では、題が連歌張行中に出され、張行中に案じさせたこともあった。連歌を巻いている間は、人によって手持ち無沙汰の時もあったのであろう。「実隆公記」

文明一八年二月二五日には、

御連哥之間各賜題、五十首御統哥也、御連哥及晚終百韵功、

各短冊等清書、秉燭之後取重、有講頌、

とある。

また、前日に詠進された月次の公宴三首短冊をこの日重ねることも行われた。『お湯殿の上の日記』文明一七年七月二五日の条に次のようにあるなど、その記録は多い。

昨日の御たんしやくかさねらるる。

文芸以外の会が行われることもあった。『実隆公記』から二、三例を挙げると次のようである。

○御連哥了、(略) 及晩於小御所有十炷香、(長享二年正月二

五日)

○(御連歌) 如法早終功、及晩又有提婆品講尺、(長享三年

三月二五日)

このような別の会が行われなくとも、連歌張行に六、七時間かかることから、主として、終了後に「湯漬け」が振る舞われることが常であったようである。『言国卿記』文明一三年六月二五日の条には次のようである。

御スヘテニ御湯ツケ在之、如毎月也、

酒宴も行われた。次は『実隆公記』の記事である。

秉燭程終百韵功、御盃五献、及大飲、(延徳元年九月二五

日)

五 場所

種々さまざまな連歌が具体的にどのような場所で行われたかの考察は、文字通り座の文芸としての連歌会の考察で無視することのできないことである。以前、そのことに関わって、「二条殿」「蔵春園」と良基の連歌」との拙稿を示したことがある。しかし、このような場所は、他に北野天満宮の連歌会所などいくつかその例が見出せるものその史料は極めて少ない。その中で、後土御門天皇家の月次連歌会は、内裏という特殊な場所ではあるものの、その具体的な場所を示してくれる希少な例である。

その月次連歌会は当然のことながら、後土御門天皇の内裏で行われた。問題はその内裏のどこであるかである。後土御門天皇の内裏は、寛正五年七月一六日、土御門内裏で踐祚した後、応仁の乱などの影響で、再びその内裏へ戻るまで次のように内裏を移している。

応仁 元年 七月二三日 室町殿

文明 八年 一月一三日 小川殿

一四日 北小路殿

一一年 七月二一日 一条殿

一一年 一月二日 土御門内裏

これらの内、月次連歌会が開始されたのは足利義政の室であつた尼苗子の邸、北小路殿においてである。ただし、この御

殿の詳細は不明である。しかし、土御門内裏についてはかなり詳しい史料が残っている。ほとんどの月次連歌会はこの内裏で行われたことでもあるので、連歌張行場所の考察もこの内裏において考えておきたい。

この土御門内裏は康正度造管内裏を修復したものである。この内裏の全体像は不明であるが、藤岡通夫氏によれば、嘉吉三年九月二三日に焼亡した応永度造管内裏と酷似しているとのことであり、この応永度造管内裏については、いくつかの指図が残されていて、その結構がほぼ判明する。この指図を参考にしながら、後土御門天皇家の月次連歌会の行われた場所を検討していきたい。

日記類に必ずしも張行場所が記されているわけではないが、記されているものの中でもっとも多いのが黒戸である。たとえば、『宣胤卿記』では、文明二三年三月から六月まで、天皇が黒戸に出御して月次連歌会が行われたことが記されており、特に六月二五日の条には、

今日禁裏御連歌、自都護亭着衣冠所參也、黒戸御出座如何例とあり、黒戸で行われるのが常のように記されている。「お湯殿の上の日記」文明一一年二月二五日の条では、

御れん哥あり。くろ戸は御庭ふしんにみちふさかりて。御みまにて御さたあり。

ともある。このような記事から、後土御門天皇家月次連歌会は黒戸で行われるのが通常であったと考えてよいのであろう。「実

隆公記」文明一五年二月二五日の条に、

御連哥以後於御学問所有一献、

とあるのは、黒戸から学問所に場所を変えて、ということだと思われる。学問所は清涼殿の北東端にあつた部屋である。同書、長享二年九月二五日の、

抑欲退出之処今日三首御製有被仰子細、參常御所庇奉之、も同様で、連歌会の後に常御所の庇に赴いたということであろう。常御所は清涼殿の中心の部屋である。

それではこの黒戸とはどこにあり、どのようなものであつたのであろうか。先にも言及した応永度造管内裏の指図によると、この黒戸は清涼殿の北東の位置に、それとは独立して立てられていた建物であつたことが分かる。「康富記」嘉吉三年九月二三日の記事によれば、

御黒戸、常御所之北者村屋也、

とある。少なくとも南北朝以後の土御門内裏の黒戸はこのような建物で、『時代別国語大辞典室町時代編』「黒戸」の項で「建内記」『お湯殿の上の日記』を引いての「清涼殿の北、瀧口の戸の西に連なつていた、細長い御所」との説明は誤りであろう。この黒戸は先の指図によれば東西三間南北二間の規模であつた。常御所に近い、このような規模の建物は、十数名での集まりに都合がよく、連歌会だけでなく種々のそのような会に使われていて、会所のような役割を果たしていたようである。

ただ、稀には月次連歌会に小御所も使われたようである。

ば、『お湯殿の上の日記』長享三年四月二四日の条には、

あすの御連哥けふ小御所にてあり。

とある。小御所は紫宸殿を挟んで東側、清涼殿と対する位置にあつて、南北五間東西四間の建物である。どのような時に黒戸ではなく小御所を使ったのかは不明であるが、黒戸が何かの事情で使えなかつた時、もしくは、次の『実隆公記』延徳二年六月二四日に見える千句連歌の折のように特別に広い場所が必要な場合が多かつたのではなからうか。

出御于小御所、被始御連哥、相並文台二執筆兩人候之、

変わった所では、『お湯殿の上の日記』文明一六年一〇月二五日の条に、

けふの御れん哥宮の御方にてありて。いつもの人すにてあり。御はつくは御せむなり。

とあつて、この時は勝仁親王の御所での張行となつてゐる。當時、勝仁親王の御所は、土御門内裏の清涼殿の北に位置する西対屋にあつたと想像され、この時、天皇は病気のため出御しなかつたことなどから、このような場所での張行となつたのであろう。月次連歌会の会場はほぼ決まっていたが、事情によつて、変わることもあつたと考えてよいのであろうと思われる。月次連歌会を成立させるのは具体的な場所より、主催者によると言えるのである。

六 付記

後土御門天皇家の月次連歌会について分かるところを示してきた。これによつて、いままで、曖昧に処理されてきたことで、いくつかが再考すべき事柄のあることが判明する。その一つは『新撰菟玖波集』において後土御門天皇月次連歌会のもつとされてゐるものに対する疑問である。まず、一三二、一三三番の付合である。これには、

文明十一年三月廿五日内裏にて百韻の連哥に

との詞書あり、付句作者が「前大納言雅親」となつてゐる。この飛鳥井雅親は、後土御門天皇家月次連歌会の会衆ではない。この時、たまたま参加したのであろうか。この折の連歌の座衆は『実隆公記』に記録されているが、そこにも雅親の名は見えない。『実隆公記』の座衆の書き留めは完璧でないこともあるが、雅親のような者が特別に加わつたのなら、記録されないはずはないと思われるが、いかがであらうか。詞書もしくは作者に誤りがあるとも考えられよう。因みに、雅親の内裏での連歌の入集は一七七四番に見られる。その詞書は、

文明十一年五月内裏にて百韻の連哥に

である。この連歌との関係も考慮する必要があると思われる。

三〇五九、三〇六〇番も問題である。これは詞書に、

文明十六年閏十一月廿五日内裏にて百韻の連歌に

とあるもので、付句作者は「権大納言宣胤」である。この中御

門宣胤は月次連歌会会衆なので作者は問題ない。ところがこの年の十一月に聞はないのである。聞十一月のあるのは三年後の長享元年である。その年を誤ったか、翌月の一二月を誤った可能性などが考えられよう。因みに、両月とも宣胤の参加は認められる。

もう一点、誤りではないが、月次連歌のものとしてされていないもので、その可能性のあるものがある。二六一六、二六一七番の付合と三七一六番の発句である。前者には、

内裏にて三代集作者をこめて侍し連歌に
とあり、後者にもほぼ同様の詞書のあるものである。前者の付句作者は姉小路基綱、後者の作者は後土御門天皇自身である。日付などが記されていないので明確にはならないが、『親長卿

記』文明一六年五月二五日の条に、
御月次御連歌也、今日三代集作者隠題也、

とあり、この折の連歌とも考えられる。内裏でのこのような珍しい賦物での連歌であること、作者などから可能性は捨てきれない。詞書に日付などを記さなかったのは賦物でどの連歌が限定され得るからであつたとも思われる。

最後に、『新撰菟玖波集』をめぐって「大日本史料」に誤りもしくは誤解されかねない記載があるので、注記しておきたい。「大日本史料」には後土御門天皇家の月次連歌会がそれぞれの年の正月二五日の項にまとめて記載されている。その中に『新撰菟玖波集』からの引用があるが、その二付合が問題である。

一つは一七七三、一七七四番の付合で、これは先にも言及したものであるが、詞書に日にちの記載がないこと、作者が飛鳥井雅親であることから、月次連歌とは考えにくいものである。もう一つは、二〇二七、二〇二八番の付合である。この付合の詞書には、

長享二年十月内裏にて百韻の連歌に
とあるのみで、これも日にちが記載されていない。付句作者は「入道親王尊伝」である。この月の二五日の月次連歌は『実隆公記』に記録があり、座衆も記されている。しかし、尊伝の名はない。尊伝はそもそも会衆でもない。他の連歌会のものである可能性が高いと思われる。

以上、後土御門天皇家月次連歌会について考察してきた。月次連歌会は各家の連歌会の中で、政治的、儀礼的なものとは違った面でもっとも大切にされた連歌会であり、連歌会の核になるものである。その月次連歌会を曖昧に認識していると、いつまでもその時代の連歌界の様相を明確に把握できないと思う。

注

- (1) 金子金治郎『菟玖波集の研究』風間書房、昭和40年12月
- (2) 風間書房、昭和44年4月
- (3) 続群書類従完成会、昭和48年3月
- (4) 「山梨県立女子短期大学紀要」3、昭和44年3月
- (5) 『連歌と中世文芸』角川書店、昭和52年2月

- (6) 風聞書房、昭和59年6月
- (7) 「月次連歌考―『看聞日記』の記事から―」(『青山語文』27、平成9年3月)
- (8) 「統群書類従・補遺」
- (9) 統群書類従完成会
- (10) 「増補史料大成」
- (11) 「史料纂集」
- (12) 「増補史料纂集」
- (13) 「大日本史料」8―10
- (14) 「親長卿記」同日の記事「如去年廿五日」は誤りであろう。「去年二五日」がいつのことであるのか、その張行事実が見当たらないし、前月のことを無視して、去年のことを持ち出す理由が不可思議であるからである。
- (15) 「兼顯卿記」文明九年二月二十七日(大日本史料8―9)
- (16) 「統史料大成」
- (17) 一条冬良家の月次連歌会に関しても、「後法興院記」延徳二年六月二〇日の条に「余并右府向閑白亭、月次連歌会也、今日余発句也、頭役百疋懷紙茶等自兼日送之」とある。また、後法興院家の会でも頭役が発句を詠んでいることは同様である。
- (18) 「親長卿記」文明一七年一月二五日の条には「時顯朝臣毎月」とある。
- (19) 「お湯殿の上の日記」
- (20) 「後法興院記」
- (21) 「宣胤卿記」
- (22) 「実隆公記」
- (23) 「青山学院大学文学部紀要」36、平成7年1月
- (24) 「京都御所」中央公論美術出版、昭和62年10月
- (25) 藤岡氏の校訂された前掲「京都御所」中の図を利用。
- (26) 「増補史料大成」
- (27) 「宣胤卿記」長享三年二月二十七日の条に「東寺仏舎利内裏御奉請」の折の黒戸の図が記されている。それを見ると南北に庇間のごときものが図示されている。これは応永度造管内裏の指図と当時のものが幾分異なっていたことを意味するのであったかも知れないが、図が略されて記されていることもあり、詳細は不明である。
- (28) 勝仁親王は親王家で月次連歌会を行っていたが、この日のこの会は二五日であること、その日の「いつもの人す」での連歌であることなどから、後土御門天皇家月次連歌会と考えるのがよいと思われる。
- (29) 貴重古典籍叢刊「新撰菟玖波集 実隆本」(角川書店、昭和45年3月)による。
- (30) ただし、文明一〇年は六月であり、延徳三年からは未刊。(ひろき・かずひと／本学助教授)